

令和 8年 3月 12日

健康福祉サービス第三者評価結果 公表 共通様式

1 事業者情報

福祉サービスの種別	救護施設
事業所名	滋賀保護院
代表者氏名（管理者）	所長 中岡 浩一
法人名	社会福祉法人 滋賀同仁会
定員（利用人数）	90名
施設・事業所所在地	〒520-0804 滋賀県大津市本宮二丁目6-45
T E L	077-522-4960
F A X	077-522-0293
電子メール	sigahogoin@ex. bw. dream. jp

2 第三者評価機関

第三者評価機関名	ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク滋賀福祉調査センター
評価実施期間	令和 8年 1月27日と1月29日

3 評価の概要

○ 総合評価

当施設の沿革を眺めてみますと、昭和4年11月3日、大津市方面委員（現大津市民生委員の前身）の手によって滋賀養老院が創設され、三井寺山内の「滋賀育児園」の一部「善法院」にて65才以上の身寄りの無い男女10名を保護したのが始まりであることが読み取れます。その後、生活保護法による滋賀保護院設置許可を受け、小関町で20名、本宮町に移転して50名、昭和33年には居宅棟を増築し100名の施設として事業を拡大して、福祉サービスの充実を図ってきました。しかし、その後の当施設を取り巻く社会情勢の変化により、現在は90名に減員し事業展開をしています。

「救護施設」は、生活保護法で定められた「障がいがあるために日常生活を営むことが困難な人を入所させ、生活扶助を行うこと」を本来の目的とする施設です。しかしながら、時代の変遷とともに、多重障がいがある人の利用が増えたり、新しい範疇の利用者が生じたりするなど、新たな福祉的ニーズが生まれ、今日では、「最後のセーフティーネット機能」を担うとともに、広範囲な福祉事業活動を期待される施設となっています。まさに、救護施設としての変革期を迎えていると言っても過言ではない状況にあります。

当施設では、この変革期に生き残りをかけて様々な施策にチャレンジしようと、所長以下、全職員の叡智を結集し、救護施設が行うべき生活困窮者の行動指針（第三次）に基づき、様々な支援に取り組んでいます。居宅生活訓練事業、保護施設通所事業、生活困窮者就労訓練事業に続き退所者を中心とした生活困窮者の居場所づくりをはじめ、災害発生時の要配慮者の避難施設としての協定を大津市と締結したり、今年度からは「子ども食堂」の運営にも参画したりするなど、救護施設としての使命を自覚するとともに地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。

○ 特に評価の高い点

1 社会的弱者、要配慮者を中核に据えた施策の充実

- ・ 社会福祉事務所や精神科病院をはじめ、関係機関からの依頼を受け、積極的に生活困窮者や要配慮者等を受け入れる施策を推進しています。
- ・ 退所者支援として月1回「たまりばクラブ」設け、生活困窮者の現況を語り合ったり悩みを受け止めたりしています。当日は、職員と退所者が力を合わせ、献立を考え、調理をし、会食をともにしながら歓談のひとつきを過ごします。この活動から生まれた絆は年々強固なものとなり、今日では、退所者支援の大きな柱となっています。
- ・ 地域に開かれた施設をめざし、「子ども食堂」を開設しています。「子ども食堂」は、地域の自治体および市社会福祉協議会、地元自治会のみなさんの力をお借りし、年間11回各回40名から50名の子ども達と保護者の皆さんが参加し開催されています。また地域行事の春祭りや地蔵盆、清掃活動にも積極的に参加し地域との相互交流が深まるとともに入所者の社会参加意識の高揚が認められるようになってきています。

2 社会的弱者、要配慮者を中核に据えた職員集団の充実

- ・施設運営方針の「笑顔を忘れずサービスの提供に努めます」所長以下、全職員の指針となっています。受付での対応、廊下での会釈、食堂での見守り、トイレや洗濯場での清掃活動など、どの生活場면을切り出しても一人ひとりの職員の顔には満面の笑顔が満ちあふれています。そして、こうした職員に見守られながら生活を送っている利用者には安心感と充実感がみなぎっています。

こうした実態を示すデータとしては、次のような調査結果を示すことが出来ます。

【職員の自己評価 評価結果レーダーチャート】

◇人権への配慮を行っている。 . . . 96.7%

◇丁寧な個別支援プログラムの作成。 . . . 92.7%

【第三者評価 施設利用者アンケート】

◇施設利用生活の中でうさく言われたことはない。 . . . 76.0%

◇相談したいとき、わかりやすく説明してくれる。 . . . 74.0%

- ・職員は、利用者本位の立場に立ち、安心・安全・快適なサービスに努めています。施設では、生活支援・自立支援をとおして、施設利用者一人ひとりの実状に応じた生活実現を目指しています。施設に意見箱を設け、投書された意見等には迅速に対応するなど、利用者のみなさんの声を率直に、そして真摯に聞き取っています。こうした姿勢が職員と施設利用者の意思疎通を豊かにし、信頼関係の樹立に繋がっています。

○ 改善を求められる点

1 提供する福祉サービスの標準的な実施方法の文書化

福祉サービスを実施する際、個別の支援計画に準拠した各種のサービスを提供することは極めて大切ですが、福祉サービスの質の確保を保つためには、個別の支援計画のみならず、提供する福祉サービスについての標準的な実施方法・内容を文書化することが重要になります。滋賀保護院としての標準的なサービス内容・方法について文書化し、福祉サービスの質の確保に努めて頂きたい。

2 地域情報の提供を一層豊かに。

利用者アンケート結果では、「地域生活に関わる情報を教えてくれる」39.0%、「地域での自立生活について、思いをきいてくれる」43%という数値が出ています。利用者は、地域との関わりや退所後の生活に大きな関心を示し、同時に不安を抱えていることが窺えます。そうした関心や不安に十分応えられていない実態が浮かび上がりました。今後は、伝達手段を含め、情報提供のあり方に一層の工夫を加えて頂くことを期待します。

第三者評価結果に対する事業者のコメント

当施設の生活困窮者支援や退所者支援、地域貢献活動に高い評価をいただくとともに、施設利用者アンケートでは利用者から信頼を得られていることに対し、大きな励みとなりました。

しかしながら、標準的なサービス内容についての文章化や利用者に対する地域生活情報の提供など、課題も指摘いただいたので、これからの改善に向けて組織を挙げて取り組んでまいります。